

## UVSOR 利用者懇談会 (UVSOR USER'S UNION) 申し合わせ

### 目的

分子科学研究所 UVSOR に関心を持つ人々によって構成され、情報の提供や交換、新規ユーザーの開拓、教育啓蒙活動を図るとともに、会員相互の交流の促進を図り、放射光科学ならびに UVSOR の発展に寄与することを目的とする。

### 会員

- ・本会の目的に賛同する者であれば、本会に入会することができる。
- ・会員は退会することが出来る。

### 会費

- ・会費は当面徴収しない。

### 世話人等

- ・世話人は 5 名とする。ただし、UVSOR 施設職員を除く分子科学研究所に現在所属する会員、および、かつて UVSOR 施設に職員として所属していた会員が 2 名を越えて選出された場合は、**上位 2 名を選出する。**(所内ユーザー枠制限)
- ・**UVSOR 施設職員は被選挙権をもたない。**
- ・会長選出は世話人の互選による。
- ・世話人・会長の任期は 2 年とする。
- ・**世話人・会長の連続 2 期を越える再任はできない。**
- ・会長は、世話人に特定職務の担当を依頼することができる。

### 総会等

- ・総会は会員の意見を直接交換する重要な場であり、各会員は総会において自由に意見を表明したり、議題を提案することが出来る。
- ・世話人会は世話人によって組織され、総会での会員の意見を尊重して、本会の運営を審議決定する。
- ・全会員の意思決定を必要とすると世話人会が判断した重要案件については、郵便等による票決を行う。
- ・事務局は会長および会長が適当と認めた者から構成され、本会への入会・退会等本会の活動の事務的な中心となる。

2020年10月27日 改定